

姫路市建設工事の共同企業体取扱要綱

昭和59年10月25日

最終改正 令和 2年 3月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内建設業者の育成及び質的向上に寄与するため本市が発注する特別工事を共同請負する共同企業体の結成等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別工事 特殊工事又は大型工事のうち、市長が前条の目的を達成するため特に必要かつ適当と認めた工事をいう。
- (2) 共同企業体 特別工事を共同して請負うため結成された2以上の建設業者の集合体をいう。
- (3) 構成員 共同企業体を構成する建設業者をいう。

(共同企業体による特別工事の施工の公告)

第3条 市長は、特別工事を共同企業体により施工する必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 共同企業体により施工しようとする工事の工事名、施工場所、施工期間及び工事概要
- (2) 共同企業体の入札参加資格
- (3) 共同企業体の結成に必要な書類の配布期間及び配布場所
- (4) 結成した共同企業体に関する書類の提出期間及び提出場所
- (5) 共同企業体について市長が必要と認める事項

(共同企業体の入札参加資格)

第4条 共同企業体は、総合力が発揮でき、実質的施工能力が増大するような組み合わせでなければならない。

2 市長は、構成員について、次の各号に掲げる入札参加資格のうち必要な資格を定めることができる。

- (1) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定に基づく業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載されていること。
- (2) 当該特別工事に係る市長の指定する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を有し、かつ当該業種について登録名簿に登載されていること。
- (3) 建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の結果における当該業種の総合評定値が、市長の指定する数値以上であること。
- (4) 前条の規定による公告の日から落札決定の日までの間において、姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）による資格制限並びに姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止を受けていないこと及び同要綱の措置要件に該当しないこと。

(5) その他市長が必要と認めた資格を有すること。

3 前項の必要な資格は、姫路市建設工事入札参加者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、市長が特別工事ごとに定めるものとする。

4 構成員は、一の特別工事において2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

5 共同企業体における構成員の数及び出資の最低割合は、特別工事ごとに市長が定める。

（共同企業体の結成の届出）

第5条 第3条の公告により共同企業体を結成した者は、同条第4号の提出期間内に結成した共同企業体に関する書類を提出しなければならない。

（入札参加資格の認定）

第6条 市長は、前条の規定により同条の書類の提出があったときは、当該特別工事の入札参加資格を有するか否かを認定し、共同企業体の代表者に通知するものとする。

（共同企業体の存続期間）

第7条 共同企業体の存続期間は、次の各号によるものとする。

(1) 工事請負契約を締結した共同企業体は、当該特別工事の完成後3箇月を経過した日までとする。

(2) 工事請負契約を締結した共同企業体以外の共同企業体は、当該工事請負契約が締結された日までとする。

（共同企業体の代表者）

第8条 共同企業体には、代表者を設けなければならない。

2 代表者は、共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、市及び監督官庁等と折衝する権限並びに保証金等の納付及び受領、請負代金（前払金、中間前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに共同企業体に属する財産の管理を行う権限を有するものでなければならない。

第9条 削除

（工事の入札）

第10条 共同企業体の入札書は、共同企業体を構成する構成員の住所、氏名を連記し押印する。ただし、構成員が共同企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状を入札書に添付したときはこの限りでない。

（契約の締結）

第11条 工事請負契約の当事者は、市と構成員とする。

（運営委員会）

第12条 工事を受注した共同企業体の代表者は工事着手までに共同企業体運営委員会を設置し、同委員会で決定した次に掲げる事項を記載した文書を2部市長あて提出しなければならない。

(1) 共同企業体編成表

- (2) 下請業者の選定
- (3) 諸規程
- (4) その他別途通知する事項

(工事の施工)

第13条 工事施工方式は、共同施工とする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 共同企業体の構成員に基づく権利義務は他人に譲渡できない。

(構成員の責任)

第15条 各構成員は、当該工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(契約不適合責任)

第16条 共同企業体が施工した工事の姫路市契約規則（昭和62年姫路市契約規則第29号。以下「規則」という。）第38条第1項に規定する契約不適合（以下「契約不適合」という。）に係る責任は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規則第38条第2項に規定する契約不適合責任期間は、契約で定めるものとする。
- (2) 当該工事に契約不適合があったときは、各構成員は連帯して責任を負うものとする。
- (3) 共同企業体が解散したのちにおいて当該工事に契約不適合があったときは、各構成員は連帯して責任を負うものとする。

(構成員の脱退)

第17条 共同企業体の構成員の脱退については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第7条第1号に定める共同企業体の存続期間中は、構成員は、市長及び他の構成員の承認を得なければ脱退することができない。
 - (2) 工事請負契約締結後、脱退したものがあるときは、残存構成員が当該工事を完成するものとする。
- 2 代表者が脱退した場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合等においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び市長の承認により残存構成員のうちのいずれかを代表者とすることができるものとする。

(経理)

第18条 共同企業体の経理は、各構成員と共同企業体との経理を明確に区分し、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座を設けなければならない。

- 2 共同企業体は、工事完成後、当該工事についてのすべての手続きが完了したときに決算を行い、出資の割合に応じ構成員に利益を配分し、欠損を生じたときも出資の割合に応じ負担するものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年10月25日から施行する。

附 則（平成7年4月3日改正）

この要綱は、平成7年4月3日から施行する。

附 則（平成8年4月1日改正）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月1日改正）

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日改正）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日改正）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日改正）

この要綱は、平成31年3月8日から施行する。

附 則（令和2年3月25日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の姫路市建設工事の共同企業体取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。